

令和 3 年 5 月 議 会

議 案 説 明 資 料

○議案第 1 3 4 号 令和 3 年度福岡市一般会計補正予算案（第 2 号）

○議案第 1 3 5 号 福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

財 政 局

議案第134号

令和3年度 福岡市一般会計

歳 入

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
3	23 繰入金	1 財政調整 基金繰入金	1 財政調整 基金繰入金	10,100,000	2,419,970	12,519,970
合 計				10,100,000	2,419,970	12,519,970

補正予算案（第2号）

節		説 明
区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 受 入 金	千円 2,419,970	福岡市財政調整基金条例に基づく基金受入金の追加

議案第 135 号

福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

令和3年3月31日地方税法等の一部が改正され、一部は同年4月1日から施行されることに伴い、福岡市市税条例の改正を行う必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡市市税条例の一部を改正する条例を令和3年3月31日次のように専決処分した。

本件は、このことについて同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるもの。

1 用途変更宅地等の固定資産税等に関する経過措置の延長

住宅用地から非住宅用地への変更など、用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税等の課税標準額について、同じ用途の周辺の宅地等との税負担の均衡を図るための措置が、地方税法の改正により、令和5年度まで延長されることに伴い、条例においても同様の措置を講じるもの。

2 施行期日

令和3年4月1日

新旧対照表

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）

改正前	改正後
<p data-bbox="336 450 437 483">附 則</p> <p data-bbox="272 555 788 680">（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例）</p> <p data-bbox="240 701 788 1014">第17条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、<u>地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定により、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</u></u></p>	<p data-bbox="917 450 1018 483">附 則</p> <p data-bbox="853 555 1369 680">（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例）</p> <p data-bbox="821 701 1369 1014">第17条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、<u>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定により、法附則第18条の3及び第25条の3の規定は、適用しない。</u></u></p>